

平成18年5月19日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ヨ ン キ ュ ウ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 笠 岡 泰 文  
( J A S D A Q ・ コ ー ド 9 9 5 5 )  
問 合 せ 先 取 締 役 総 務 部 長 岩 城 紀 正  
電 話 番 号 ( 0 8 9 5 ) 2 4 - 4 9 0 1

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の当社第32回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

- (1) 会社法(平成17年法律第86号)ならびに会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)および会社計算規則(同第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株主の権利を限定するよう、変更案第9条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
  - 株主総会において、より充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第17条(参考書類等のインターネット開示)を新設するものであります。
  - 取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第24条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
  - 上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社事業の現状に則し、事業内容の明確化と多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして事業目的を追加するものであります。
- (3) 当社の公告の方法については、日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるため、現行定款第4条(公告の方法)を変更するものであります。
- (4) 取締役名誉会長および取締役相談役を定めることができるよう、現行定款第19条(代表取締役および役付取締役)につきまして、所要の変更を行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙の「現行定款・変更案対照表」のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月29日
定款変更の効力発生日	平成18年6月29日

以 上

**現行定款・変更案対照表**

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p>	<p>第1章 総 則</p>
<p>(商号) 第1条 当社は、株式会社ヨンキユと称する。 (英文では、THE YONKYU CO., LTD. と表示する)</p>	<p>(商号) 第1条 (現行どおり)</p>
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 魚類、肉類、果物類、蔬菜類の冷凍販売 2. 水産物の受託冷凍 3. 水産物の加工および販売ならびに飼料および医薬品販売 4. 水産物の人工ふ化および養殖業 5. 食肉処理加工および販売ならびに輸出入業務 6. 魚類および水産物の購入および販売ならびに輸出入業務 7. 不動産の賃貸および管理業 8. 一般貨物自動車運送事業 (新設) 9. 前各号に附帯する一切の業務</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.  2.  3.  4.  5. (現行どおり) 6.  7.  8.  9. 倉庫業 10. 前各号に附帯する一切の業務</p>
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を宇和島市に置く。  (新設)</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)  (機関の設置) 第4条 <u>当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。</u></p>
<p>(公告の方法) 第4条 <u>当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p>(公告方法) 第5条 <u>当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p>第2章 株 式</p>	<p>第2章 株 式</p>
<p>(発行する株式の総数) 第5条 <u>当社の発行する株式の総数は、26,000,000株とする。</u> <u>ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u>  (新設)</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、26,000,000株とする。  (株券の発行) 第7条 <u>当社は、その株式に係る株券を発行する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(自己株式の取得)	(削除)
<p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	
(1単元の株式数および単元未満株券の不発行)	(単元株式数および単元未満株券の不発行)
<p>第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</u></p>	<p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。  当社は、<u>単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>
(新設)	(単元未満株式についての権利)
	<p>第9条 <u>当社の株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></li> <li>2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></li> <li>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></li> <li>4. <u>単元未満株式買増請求をする権利</u></li> </ol>
(名義書換代理人)	(株主名簿管理人)
<p>第8条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u> <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>第10条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
(株式取扱規程)	(株式取扱規程)
<p>第9条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、<u>単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する手続およびその手数料については、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>第11条 当社の株券の種類、<u>株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する手続およびその手数料については、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p>
(基準日)	(削除)
<p>第10条 当社は、<u>毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>前項のほか必要あるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(単元未満株式の買増請求)  <b>第10条の2</b> 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式数となるべき数の株式を自己に売り渡すべき旨を当会社に請求することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 株 主 総 会</b></p> <p>(新設)</p> <p>(招集)  <b>第11条</b> 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、<u>臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>(招集権者および議長)  <b>第12条</b> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか取締役会の決議に基づいて取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p><u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(決議要件)  <b>第13条</b> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(単元未満株式の買増請求)  <b>第12条</b> 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 株 主 総 会</b></p> <p>(基準日)  <b>第13条</b> 当会社は、毎年3月31日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、<u>定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>(招集)  <b>第14条</b> 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。</p> <p>(招集権者および議長)  <b>第15条</b> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか取締役会の決議に基づいて取締役社長がこれを招集し、その議長となる。<u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(決議要件)  <b>第16条</b> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</u></p> <p>(参考書類等のインターネット開示)  <b>第17条</b> 当会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)  第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)  第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(議事録)  第15条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(定員)  第16条 当会社の取締役は、15名以内とする。</p>	<p>(定員)  第19条 (現行どおり)</p>
<p>(選任)  第17条 取締役の選任は、株主総会において行い、この決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>(選任)  第20条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(任期)  第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>任期満了前に退任した取締役の候補として、または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残任期間と同一とする。</p>	<p>(任期)  第21条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残任期間と同一とする。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)  第19条 <u>代表取締役は、取締役会の決議によって選任し、代表取締役は各自会社を代表する。</u></p> <p>取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長、および取締役副社長を各1名、専務取締役および常務取締役を各若干名選任することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)  第22条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定し、代表取締役は各自会社を代表する。</u></p> <p>取締役会は、その決議により、<u>取締役名誉会長、取締役相談役、取締役会長、取締役副会長、取締役社長および取締役副社長を各1名、専務取締役および常務取締役を各若干名選定</u>することができる。</p>
<p>(招集手続)  第20条 取締役会の招集は、会日の3日前までに書面で各取締役および各監査役に対し通知を発する。ただし、緊急の場合には招集期間を短縮し、または口頭でこれに代えることができる。</p> <p>取締役会は、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開くことができる。</p>	<p>(招集手続)  第23条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(取締役会規程) 第21条 取締役会に関する事項については、本定款のほか取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬および退職慰労金) 第22条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会でこれをさだめる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(定員) 第23条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任) 第24条 監査役の選任は、株主総会において行い、この決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>これを行う。</u></p> <p>(任期) 第25条 監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第26条 <u>監査役は、その互選により常勤監査役若干名を定める。</u></p> <p>(招集手続) 第27条 監査役会の招集は、会日の3日前までに書面で各監査役に対し通知を発する。ただし、緊急の場合には招集期間を短縮し、または口頭でこれに代えることができる。</p> <p>監査役会は、監査役全員の同意がある時は招集手続を経ないで開くことができる。</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第24条 <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規程) 第25条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(定員) 第26条 (現行どおり)</p> <p>(選任) 第27条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(常勤監査役) 第29条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選任する。</u></p> <p>(招集手続) 第30条 (現行どおり)</p> <p>監査役会は、監査役全員の同意があるときは、<u>招集手続を経ないで開くことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程)</p> <p>第28条 監査役会に関する事項については、本定款のほか監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第29条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会でこれを定める。</p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第6章 計 算</p>
<p>(営業年度)</p> <p>第30条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第32条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>
<p>(利益配当金)</p> <p>第31条 利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に支払う。</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第33条 株主総会の決議により、毎年3月31日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>
<p>(中間配当金)</p> <p>第32条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し、中間配当金を支払うことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第34条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第33条 利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第35条 期末配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</p>

(注) 上記変更案は、平成18年5月19日開催の取締役会で決議した内容ですが、平成18年6月29日開催予定の定時株主総会へ上程する際には、文言等の修正などを行う場合があります。